

別表（第4条関係）

区分	範囲
備品購入費（設置に要する費用を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 手指消毒器 (2) 検温システム又は非接触式検温器（体表温又は体温を計測するものに限る。） (3) 蓋付便座（既存の便器が蓋付きでない場合に限る。） (4) 間仕切り（店舗等の内部を区画するためのものに限る。） (5) ビニールカーテン又はアクリル板（飛沫飛散防止用のものに限る。） (6) キャッシュレス決済端末（ソフトウェアを含む。） (7) 金銭登録機（顧客が自ら会計を行うためのものに限る。） (8) 非接触式自動扉（設備の更新に該当する場合を除く。） (9) 自動水栓 (10) 換気設備（窓、サーキュレーター、換気扇その他充分な換気を行うことができるものに限る。） (11) 二酸化炭素濃度測定器（第三者の検証実験により高品質を評価されたものに限る。） (12) 加湿器（相対湿度を40%以上に維持できる機能を有するものに限る。） (13) その他市長が感染症対策に資すると認めたもの
消耗品費（10万円を上限とする。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消毒液 (2) フェイスガード、防護服等 (3) その他市長が感染症対策に資すると認めたもの

備考

- 1 次に掲げるものは、補助対象経費から除くものとする。
 - (1) 令和3年3月31日以前に支払った経費
 - (2) 消費税及び地方消費税の額
 - (3) 仮想通貨、ポイントサービス又は金券類の利用による支払額
 - (4) 単価が1,000円未満の備品及び消耗品に係る経費
- 2 備品又は消耗品の購入は、市内事業者を活用するよう努めるものとする。